

改正

平成18年2月17日条例第5号

平成26年2月10日条例第2号

令和元年7月5日条例第4号

令和2年12月18日条例第41号

西海市七ツ釜鍾乳洞公園の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、西海市七ツ釜鍾乳洞公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 七ツ釜鍾乳洞の持つ特色を紹介し、広く市民に憩いの場を提供し、鍾乳洞の自然景観の観賞と併せて農業・各種産業・観光の情報を発信し、都市と農村の交流を促進するため、西海市七ツ釜鍾乳洞公園（以下「公園」という。）を設置する。

(名称及び区域)

第3条 公園の名称及び区域は、次のとおりとする。

(1) 名称 西海市七ツ釜鍾乳洞公園

(2) 区域 西海市西海町中浦北郷字戸五郎及び字上江川内

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、公園の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 市長は、前項の指定に当たっては、特別の事情があると認める場合を除き、公募の方法により、これを行うものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる条件を満たすもののうちから最も適当と認めるものを指定管理者として指定する。

(1) 市民及び観光客の平等利用を確保することができるものであること。

(2) 公園の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 公園の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める条件

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 公園の入園に関する業務

(3) 公園の施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前2号に掲げるもののほか、公園の運営に関して市長が必要と認める業務

(入園料)

第6条 公園に入園しようとする者は、公園の入園に係る料金（以下「入園料」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 入園料は、別表に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 市長は、指定管理者に入園料を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(入園料の減免)

第7条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、入園料を減免することができる。

(入園料の返還)

第8条 既納の入園料は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得た基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(入園の制限)

第9条 指定管理者は、公園に入園しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公園への入園を拒否することができる。

(1) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれがあるとき、又はそのおそれがある物品、動物その他これらに類するものを携帯するとき。

(2) 公園の施設、設備、展示品、地質鉱物を損傷するおそれがある等、管理上支障があるとき。

2 市長は、必要があるときは、公園の入園について必要な条件を付することができる。

(原状回復)

第10条 公園に入園した者は、その施設、設備、展示品、地質鉱物等を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、公園の管理に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の西海町農山村公園七ツ釜鍾乳洞設置及び管理に関する条例（昭和63年西海町条例第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年2月17日条例第5号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 指定管理者の指定に関し、事前に必要な手続きその他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

3 施行日前に、この条例による改正前の西海市七ツ釜鍾乳洞公園の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の西海市七ツ釜鍾乳洞公園の設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年2月10日条例第2号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(使用料、利用料金、占用料、家賃、入園料等に関する経過措置)

2 この条例（第3条、第40条、第41条及び第42条の規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う施設等の使用、利用、占用、出店、入園等に係る使用料、利用料金、占用料、家賃、入園料等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月5日条例第4号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。（後略）

(使用料、利用料金、占用料、家賃、入園料等に関する経過措置)

2 この条例（第35条、第36条、第37条及び第38条の規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う施設等の使用、利用、占用、出店、入園等に係る使用料、利用料金、占用料、家賃、入園料等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月18日条例第41号）

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の西海市七ツ釜鍾乳洞公園の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の入園に係る利用料金で、施行日以後に許可するものについて適用し、施行日の前に許可するものについては、なお従前の例による。

別表（第6条関係）
入園に係る基準額

施設名	区分	個人	普通団体 20人以上	特別割引団体20 人以上老人会	身体障害者手帳 保持者
鍾乳洞公園	大人	1人につき 1,100円	1人につき 880円	1人につき 660円	1人につき 550円
	中学生	1人につき 660円	1人につき 550円	1人につき 220円	1人につき 330円
	小学生	1人につき 440円	1人につき 330円	1人につき 220円	1人につき 220円
	幼児 (4歳以上)	1人につき 220円	1人につき 220円	—	1人につき 110円

備考 1人1回の料金とする。